

指定学校変更・区域外就学許可基準

1 次の条件を満たすことができる保護者からの願い出により、個々における諸般の事情や学校の状況等を考慮した結果、やむを得ず指定学校変更又は区域外就学をする必要があると認めた場合に教育委員会が許可する。

- ①下表に該当する事由があること。
- ②保護者の管理下で通学の安全が確保される等、就学に支障がないこと。
- ③学校長・教育委員会が許可に当たり条件を付した場合は、それに従うこと。

2 許可期間は、下表の期間内で最長一年度内を限度とする。ただし、許可期間内であっても上記の条件を満たさなくなったときは、許可を取り消すことがある。また、許可期間終了後も継続して指定学校変更又は区域外就学を希望する場合は、改めて保護者が願い出て許可を受ける必要がある。

【注意】この表は許可可能な事由等を示したものであり、必ず許可できるものではない。

区分	事由	対象学年		期間	添付書類
				※詳細は上記2を参照	
転居等によるとき	引越し等のため校区が変わり転校しなければならないが、そのまま従前の学校に就学する場合	小学校	1～4年	学年末まで	住民異動届の写し
			5～6年	卒業までの間で、必要と認めた期間	
		中学校	1年	学年末まで	
2～3年	卒業までの間で、必要と認めた期間				
	事情により住民票は別のところにあるが、実際に居住している住所の学校へ就学する場合	小・中学校の全学年		引越し日まで	住民異動届の写し、民生委員・児童委員の状況確認書・意見書
	住宅の購入等により、転居することが確定している校区の学校へあらかじめ就学する場合	小・中学校の全学年		転居する日の属する学年の始めから	引越し予定年月日・場所が確認できる書類
保護者の就業等の事情により、児童生徒等の保護監督に支障があるとき	夫婦で商店等を営業しており、商店等のある校区の学校へ就学する場合(ひとり親家庭の場合で、その親が就労している場合を含む)	小・中学校の全学年		商店等から通学することが適当と認めた期間	保護者の申立書兼誓約書
	夫婦共働きのため、祖父母宅等のある校区の学校へ就学する場合(ひとり親家庭の場合で、その親が就労している場合を含む)	小・中学校の全学年		祖父母宅等から通学することが適当と認めた期間	保護者の申立書兼誓約書、祖父母等の申立書兼誓約書、保護者の勤務時間証明書
	児童生徒を保護者以外の者の家で居住させ、居住する家のある校区の学校へ就学する場合	小・中学校の全学年		保護者以外の者の家で居住し通学している期間	保護者の申立書兼誓約書、居住する家の者の申立書兼誓約書
教育的配慮が必要であると認められるとき	いじめ・不登校等で指定学校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合	小・中学校の全学年		理由の存する期間	学校長の副申書
	病気等、身体的理由により指定学校への就学が困難であり、就学可能な学校への変更を希望する場合	小・中学校の全学年		理由の存する期間	学校長の副申書、医師の診断書
	兄弟姉妹が指定学校変更を許可されており、同じ学校へ就学する場合	小・中学校の全学年		理由の存する期間	
	その他、校区調整等教育委員会が特別の理由があると認める場合	小・中学校の全学年		理由の存する期間	

※義務教育学校の場合は、小学校1～6年を「義務教育学校前期課程1～6年」、中学校1～3年を「義務教育学校後期課程7～9年」に読み替えるものとする。

※市内に住所を有しない児童生徒の場合は、住民票の写しを添付すること。